

静岡市障がい者共生のまちづくり計画策定等懇話会開催要項

1 開催の目的

静岡市は、障害者基本法第11条第3項（昭和45年法律第84号）、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく静岡市障がい者共生のまちづくり計画の策定、実施に当たり、関係団体等から広く意見を聴取するため、静岡市障がい者共生のまちづくり計画策定等懇話会（以下「策定等懇話会」という。）を開催する。

2 意見聴取を行う事項

策定等懇話会から意見を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 静岡市障がい者共生のまちづくり計画の策定に係るアンケートに関すること。
- (2) 静岡市障がい者共生のまちづくり計画の計画素案等に関すること。
- (3) 静岡市障がい者共生のまちづくり計画の実施に関すること。
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、静岡市障がい者共生のまちづくり計画の策定に関し、市長が必要と認めること。

3 参加者

策定等懇話会への参加者は、関係団体から推薦された者とする。

4 会長

- (1) 策定等懇話会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 会長は、懇話会の会議の議長となる。

5 部会

- (1) 2 (1) から (4) までに掲げる事項について効率的に意見を聴取するため、策定等懇話会に部会を置く。
- (2) 部会に、部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

6 庶務

策定等懇話会の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課において処理する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、策定等懇話会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

8 この要項の施行及び失効

この要項は、令和4年3月1日から施行し、静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和6年度から令和8年度まで）を策定したときに、その効力を失う。